

令和8年度 酒々井町物価高騰対策事業

申請が
必要です

対象となる世帯へ **給付金** を支給します。

～上水道未給水世帯の方へ～

酒々井町では、物価高騰対策として水道料金の減免を実施しています。
このお知らせは、減免の対象とならない世帯への給付金支給のご案内です。

支給の条件など
詳しくはこちら



酒々井町ホームページ
<https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2026080700010/>

給付金支給額

5,000円 (1世帯につき)

申請期間

令和8年10月1日(木)～
令和9年1月31日(日)

給付金対象世帯

下記フローのとおり

給付金対象世帯の判定フロー

令和8年9月1日において、酒々井町に住民票があり、
給付金の申請時に引き続き当該住所地で住民票がある

いいえ

この給付金の対象外です

はい

上水道を使用していない
(井戸水を使用している等)

いいえ

この給付金の対象外です

はい

給付金対象世帯
【申請手続が必要】 → 裏面確認

お問い合わせ先

酒々井町総務課

TEL: 043-382-2332

申請の手続方法等

(方法1) 電子申請する場合

<令和9年1月31日(日) 23:59 申請まで有効>

下記の二次元コードを読み込み、町ホームページから申請フォームへ進み、申請してください。



※ 電子申請では代理人による給付金の受給等はできません。
(方法2) 又は (方法3) をご利用ください。

紙での申請書類(申請書等)の提出は不要です。

※ オンライン入力のみ

- 本人の確認書類
※運転免許証、マイナンバーカード等をご準備ください。
- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカード等をご準備ください。

(方法2) 郵送する場合

<令和9年1月31日(日)の消印有効>

申請書類を下記の住所へ郵送してください。

<郵送先>

〒285-8510
酒々井町中央台4-11
酒々井町役場総務課 給付金担当 宛て

※ 郵送の場合は、切手を貼付のうえご郵送ください。
※ 紛失等が心配な方は、追跡可能な方法をご検討ください。

以下の書類をご準備ください。

■ 酒々井町上水道未給水世帯支援給付金支給申請書兼請求書

<入手方法>酒々井町ホームページからダウンロード又は窓口での配布

■ 本人の確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)等の写し

■ 振込先金融機関口座を確認できる書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳又はキャッシュカード等の写し

(方法3) 窓口へ持参する場合

<令和9年1月29日(金)まで>

申請書類を下記の窓口へ持参してください。

<窓口>

〒285-8510
酒々井町中央台4-11
酒々井町役場中央庁舎2階 総務課
受付時間: 9:00~16:30



令和8年度酒々井町物価高騰対策事業を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

今回の給付金に関して、酒々井町の職員がATMの操作をお願いすること、現金の振込を求めること、通帳やキャッシュカードをお預かりすること、暗証番号をお聞きすることはありません。

給付金の受取りについて

申請書が提出された後、内容確認を行い随時、指定口座へ入金いたします。